

第47回志茂まちづくり協議会



令和7年10月6日（月）19時～
志茂ふれあい館 ABホール

1. 開会挨拶

2. 報告事項および協議事項

(1) 役員体制の改選

(2) 防災まちづくりの取り組み

(3) しもっこフェスティバル出展

(4) その他

(1) 役員体制の改選

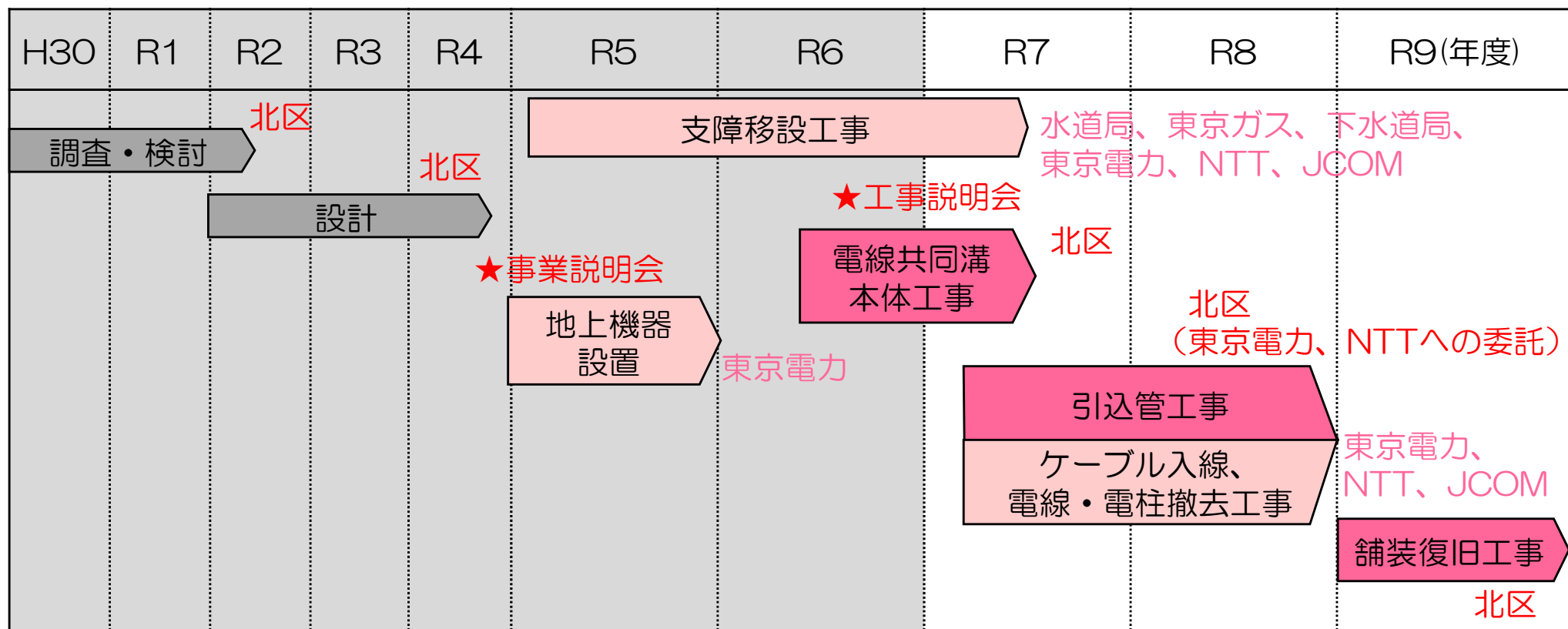
第46回協議会（第15回総会）にて、令和7年度の協議会は、以下の役員体制で活動する旨を決議いたしました。

協議会の役員の任期は、規定により2年と定められています。

会長				
酒井 克昌(新)				
相談役				
木戸浦 新也(新)	田中 義彦	豊崎 満	藤田 正道	
副会長				
富田 好明(新)				
幹事				
青柳 澄明	飯野 明夫(新)	大久保 善雄	加藤 文男	菊地 晋吾(新)
齋藤 昇一	齋藤 澄男	杉森 芳雄	多田 裕史(新)	土屋 裕子
萩原 芳孝	蓮沼 国雄(新)	藤森 永喜	町田 佐代子	森 栄子
吉田 健	※五十音順、敬称略			

(2) 防災まちづくりの取り組み

①志茂無電柱化チャレンジ事業について

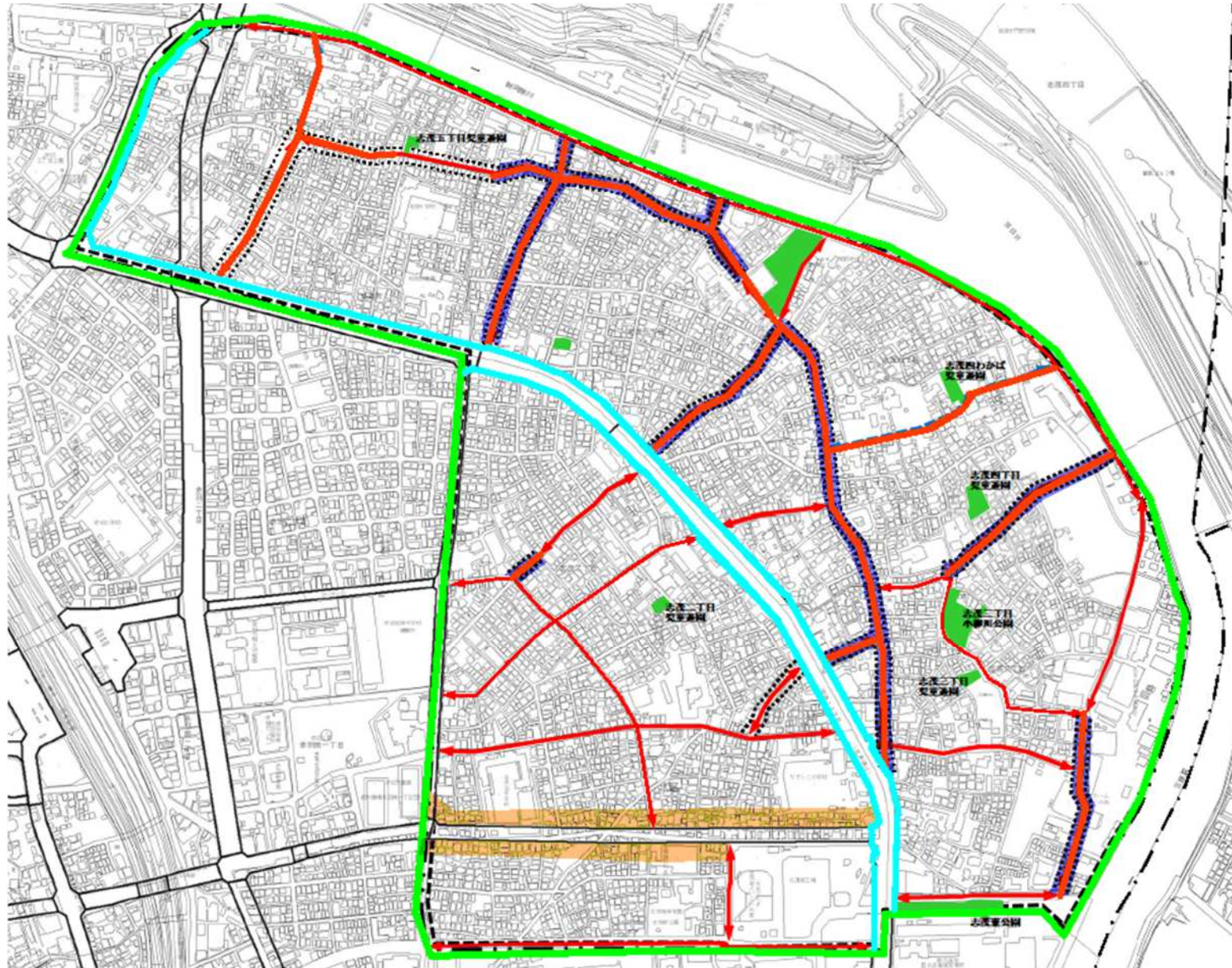


○令和 7 年 7 月 電線共同溝本体工事竣工

○今年度内に引込管工事（電力）および設計（通信）予定

(2) 防災まちづくりの取り組み

②志茂・岩淵地区における各種支援策の現状



(2) 防災まちづくりの取り組み

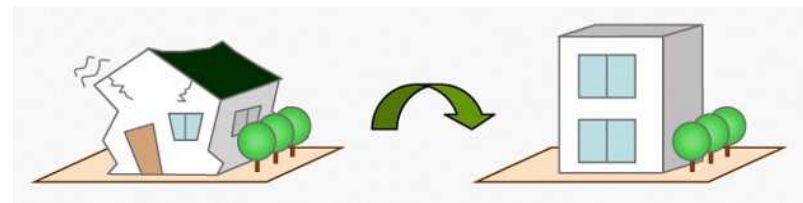
不燃化特区制度の支援策の凡例			P 6 ~ P 10
	不燃化特区区域	防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 03-3908-9162	
不燃化特区 全域	除却事業、建替事業、老朽空家対策事業、 専門家派遣制度		
	不燃建替え及び老朽住宅除却後の土地の固定資産税 都市計画税の減免		
	壁面後退促進事業	防災まちづくり担当課	
不燃化促進関連事業の凡例			P 10 ~ P 11
	都市防災不燃化促進事業（志茂地区）	防災まちづくり担当課	
	都市防災不燃化促進事業（補助86号線志茂地区）		
その他耐震等北区の支援策の凡例			
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	P 12 ~ P 18 まちづくり部 建築課 構造・耐震化促進係 03-3908-1240	
北区全域	木造民間住宅耐震化促進事業（志茂・岩淵地区は全域整備区域）		
	分譲マンション耐震化支援事業、賃貸マンション耐震化支援事業		
	ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業、ブロック塀等安全対策支援事業		
	がけ・擁壁改修アドバイザー支援事業、擁壁等安全対策支援事業		
	北区狹隘道路等拡幅整備事業	P 19	まちづくり部 建築課 細街路整備係 03-3908-9194
	北区止水版設置工事費助成、北区雨水貯留槽設置工事費助成	P 20	土木部 道路公園課 河川係 03-3908-9213
	北区生垣造成助成金	P 21	生活環境部 環境課 自然環境みどり係 03-3908-8618
	液状化対策アドバイザー支援事業	P 22	東京都防災・建築まちづくりセンター 03-5989-1470

※助成制度の概要紹介のため、一部省略等している部分があります。詳細については各所管にお問い合わせください。

(2) 防災まちづくりの取り組み

●不燃化特区事業（事業期間：令和7年度まで）

右下図の区域で、建物を解体し建替えを行う場合等、費用の一部を助成する制度です。
完了・交付申請は令和8年1月30日まで。



【1】除却事業

（法定）耐用年数の2/3を経過している建築物を除却する方に対して、解体費用を助成します。

（例）木造：築15年以上、RC：築32年以上、
鉄骨：築13～23年以上

【2】建替え事業

除却事業を利用した方が建替える場合、建築設計費及び工事監理費の一部を助成します。

※従前の建物より耐火性能を向上した建物へと建替える場合、建築工事費の一部を追加で助成します。



(2) 防災まちづくりの取り組み

【3】老朽空家対策事業

不燃化特区内では、3か月以上空家となっている老朽建築物を除却し、区に土地を売却する方に対し、除却費を最大500万円助成します。



※区が当該敷地の購入を了承した場合に限ります。

※敷地面積65㎡以上、接道等の要件があります。

【4】壁面後退促進事業

地区計画等で規定する壁面後退区域内において、当該地区計画等の計画等の内容に適合し、建築基準法の道路の現況境界線から当該後退線までの距離が平均10cm以上であり、1㎡以上の壁面後退を行う場合、面積に応じて最大100万円助成します。

※居住環境整備指導要綱に基づく公開空地の面積は除く

※先述の除去事業、建替え事業、老朽空家対策事業との併用不可

(2) 防災まちづくりの取り組み

【5】専門家派遣制度

建替え等に関する悩みに専門家（弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、不動産コンサルタント、公認会計士、ファイナンシャル・プランナー等）を無料で派遣する制度です。

受付
時期

通年

※令和7年度まで（令和8年1月30日までに申請）

方法

防災まちづくり担当課へ申請してください。

※参加費無料

その
他

○同一年度内に5回まで相談できます。

○費用は無料です。

○お悩みの相談内容によって、派遣する専門家を選
定します。

○1回の相談時間は2時間程度です。

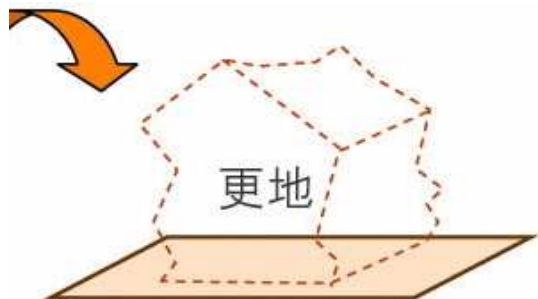
(2) 防災まちづくりの取り組み

【6】 税の減免による支援制度

【老朽建築物を除却した場合】

土地にかかる「固定資産税」や「都市計画税」が、住宅敷地並みの税額に減免される制度

※危険な老朽建築物である旨の証明書が必要等、一定の要件があります。

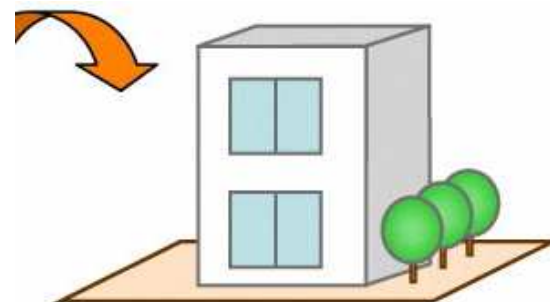


最長 5 年間
8 割減免

【不燃化建替えを行った場合】

一定の要件を満たす場合、「固定資産税」や「都市計画税」が、減免される制度

※一定の要件があります。

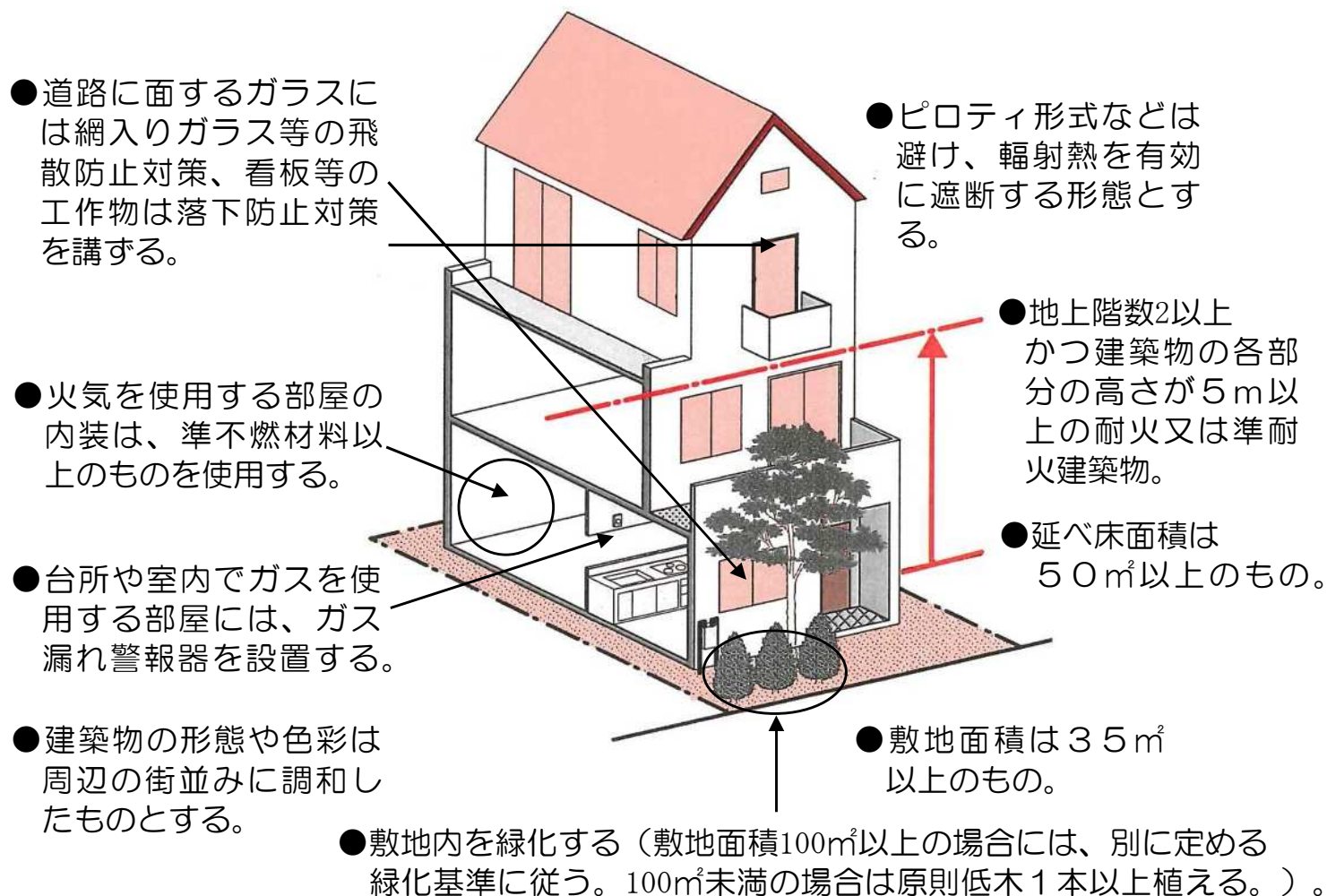


最長 5 年間
10 割減免

(2) 防災まちづくりの取り組み

●都市防災不燃化促進事業（志茂地区）（事業期間：令和16年度まで）

地区防災道路中心から両側に15mの範囲で、一定の基準に適合する耐火建築物または準耐火建築物を建築する場合、基本助成と個々の条件に応じた加算助成を受けることができます。

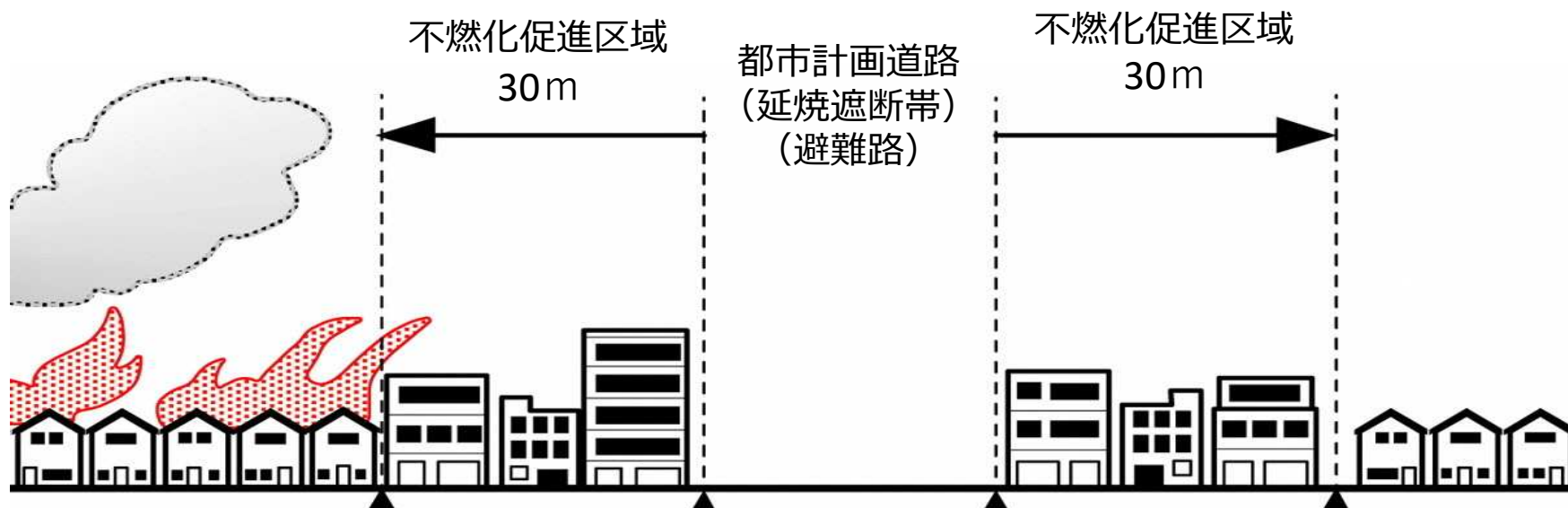


(2) 防災まちづくりの取り組み

●都市防災不燃化促進事業（補助86号線志茂地区）

（事業期間：令和7年度まで）

都市計画道路（補助86号線 志茂地区）の道路拡幅線よりおおむね両側30mの範囲で、一定の要件を満たす耐火建築物に建替える場合、建築の一部を助成する制度です。完了・交付申請は令和8年1月30日まで。



(2) 防災まちづくりの取り組み

●特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

(事業期間：令和7年度まで)

助成 対象

いずれにも該当

- ・敷地が特定緊急輸送道路（北本通りなど）に接する旧耐震基準の建築物
- ・建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路幅員の1/2相当の距離を加えたものに相当する高さの建築物

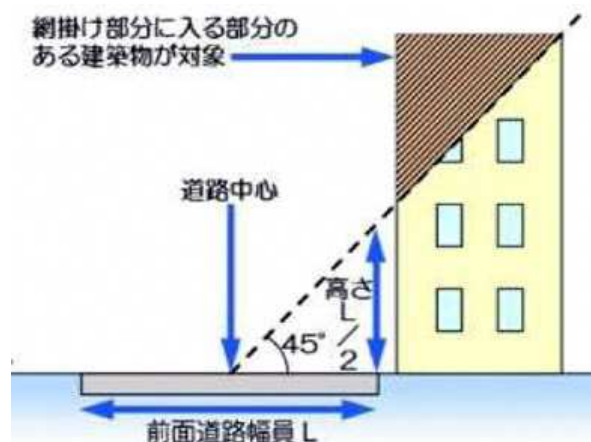
助成 内容

補強設計：最大で補助対象費用の5/6

耐震改修工事、耐震建替え工事：最大で補助対象費用の5/6

除却工事：原則、補助対象費用の1/3

※面積等による限度額あり



(2) 防災まちづくりの取り組み

●木造民間住宅耐震化促進事業

助成対象

地階を除く木造2階建て以下の住宅で

下記①～③は平成12年5月31日以前に建築に着手したもの

下記④は昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの

助成内容

①耐震診断：費用の10/10（上限13万円）

②耐震補強設計：費用の2/3（上限20万円）

③耐震改修工事 または ④耐震建替え工事：

費用の2/3（上限100万円※）

※整備地域の場合：上限120万円

高齢者世帯等の場合：上限150万円

(2) 防災まちづくりの取り組み

●分譲マンション・賃貸マンション耐震化支援事業

助成対象

旧耐震基準の賃貸マンションまたは分譲マンションで、非木造かつ地上3階建て以上のもの

※旧耐震基準：昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの

助成内容

●分譲マンション

耐震アドバイザー：上限1回4万9千円／回（計3回まで）

耐震診断：費用の1／2（上限100万円＋評定費用15万円）

補強設計：費用の1／2（上限100万円＋評定費用30万円）

耐震改修工事：費用の1／2

（限度額2,000～3,000万円）

●賃貸マンション

耐震診断：費用の1／2（上限50万円＋評定費用15万円）

(2) 防災まちづくりの取り組み

●ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業

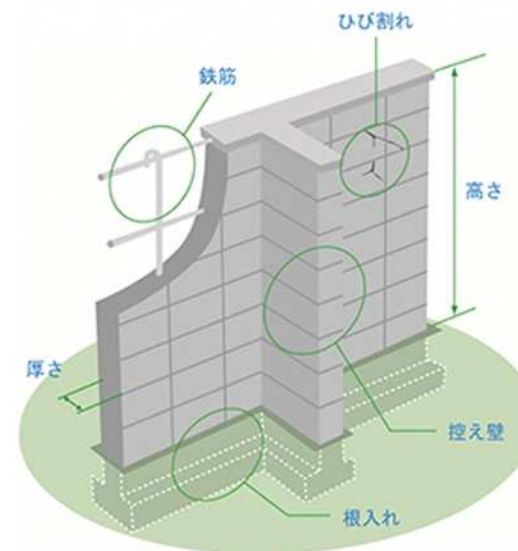
近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、歩行者に危害が及ぶおそれのあるブロック塀を対象に無料で耐震アドバイザーを派遣しています。

事業 対象

道路等に面し、道路又は地表面からの高さが1 mを超える
コンクリートブロック塀

事業 内容

建築士が目視及び鉄筋探査機等によるブロック塀の調査を行い、
危険度の説明や今後のアドバイスを行う



(2) 防災まちづくりの取り組み

●ブロック塀等安全対策支援事業

歩行者に危害が及ぶおそれのあるブロック塀等の安全対策工事を行う方に対して、工事に必要な経費の一部を助成しています。

助成 対象

道路等に面していて、道路又は地表面からの高さが1 mを超える危険なブロック塀等

助成 内容

除却工事：1万円／m、上限30万円

改善工事：6千円／m、上限20万円

建替え工事：2万3千円／m、上限60万円

※通学路等に面する場合は加算あり

(2) 防災まちづくりの取り組み

●がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業

所有しているがけ及び擁壁を対象に、無料で専門家を派遣しています。

事業 対象

- ・ 道路等に面する高さが1.5 m以上の擁壁等
- ・ 道路等以外の土地に面し、地表面から高さが2 m超の擁壁等

いずれかに該当

事業 内容

がけ・擁壁改修アドバイザーによるがけ・擁壁の現地調査を行い、現状の問題点や今後の改修等の助言を行う

(2) 防災まちづくりの取り組み

●擁壁等安全対策支援事業

地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えるためにがけ、擁壁等の改善工事を行う方に対して、改善工事に必要な経費の一部を助成しています。

助成 対象

いずれかに該当

- ・ 道路等に面する高さが1.5 m以上の擁壁等
- ・ 道路等以外の土地に面し、地表面から高さが2 m超の擁壁等
(工作物の確認申請が必要な部分)

助成 内容

擁壁工事又は擁壁改修工事：費用の1／3、上限400万円※

- ※ ・ 区の実施した調査に基づき総合評価ランクD又はEに該当
：費用の1／2、上限1,000万円
- ・ 土砂災害特別警戒区域内：費用の1／2、上限600万円

(2) 防災まちづくりの取り組み

●狭あい道路等拡幅整備事業

区民の皆様等の協力をいただきながら、建替え等の機会を捉えて、建築基準法に規定された4m未満の狭い道等の拡幅整備を行っています。

事業 対象

建築基準法第42条第2項道路
安全条例に基づくすみ切り部分



事業 内容

区の費用負担でセットバックを行います。

- ・ L型側溝または縁石の設置
- ・ セットバック部分～影響範囲の舗装
- ・ 雨水枡や汚水枡の移設
- ・ 塀の撤去、すみ切り築造、私道の電柱移設助成

(2) 防災まちづくりの取り組み

●北区止水板設置工事費助成、北区雨水貯留槽設置工事費助成



総合的な水害対策の一環として、一般住宅からの雨水流出抑制や浸水被害の防止または軽減を目的とした助成制度です。

■ 止水板工事費助成

止水版の設置等の工事費用を一部助成。

費用の1 / 2 (上限50万円)



■ 雨水貯留槽設置助成

雨水タンクの設置等の工事費用を一部助成。

費用の1 / 2、2台まで
(上限25,000円/台)

(2) 防災まちづくりの取り組み

●生垣造成助成金

震災時の区民の安全と、緑豊かな生活環境を確保するため、生垣の造成に必要な経費の一部を助成しています。

助成 対象

道路に直接面し、ブロック塀等からの改造を含め、新たに生垣の総延長が1 m以上で、樹木高さ1 m以上の列植のもの

助成 内容

生垣の造成：8, 000円／m、上限40mで32万円

※みどりのモデル地区等の場合は増額

既存ブロック塀撤去：5, 000円／m、上限40mで20万円

※対象となる長さは、造られた生垣の長さの範囲内とする

(2) 防災まちづくりの取り組み

●液状化対策アドバイザー制度

地震による液状化の発生の可能性や対策が必要かどうかの調査、対策工事についての助言など、液状化による建物被害に備え検討するため、アドバイザーの無料派遣を行っています。

受付
時期

通年



方法

(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター

受付時間：平日9時～17時

(年末年始、土日祝日を除く)

電話：03-5989-1470

メール：taishin@tokyo-machidukuri.jp

(2) 防災まちづくりの取り組み

③マイ・タイムライン作成講座の実施

保存版

東京都北区_令和7年5月版

マイ・タイムラインを作成しよう！

北区には、荒川や石神井川などの河川が流れています。また、がけ崩れが起きるおそれがある区域もあります。

台風が近づき大雨が降ると、区内を流れる川の水位が上昇して氾濫したり、がけ崩れが起きるおそれがあります。台風が近づいているとき、水害・土砂災害から自分や家族の“いのちを守る”ためにあわてずに適切な避難行動がとれるよう、マイ・タイムラインを作成します。

■ ご自宅の災害リスクを確認しましょう

ハザードマップで、河川ごとに水害リスクと土砂災害リスクを確認して該当するところにチェックしましょう。

河川名称	荒川	石神井川	隅田川・新河岸川・神田川	土砂災害 (がけ崩れ)
水害の種類	■ 外水 □ 10m以上 □ 5m～10m	□ 外水 □ 内水 □ 5m以上	□ 外水 □ 内水 □ 5m以上	
想定される 浸水深	3階 □ 3m～5m 2階 □ 0.5m～3m 1階 □ 0.5m未満	□ 3m～5m □ 1m～3m □ 0.5m～1m □ 0.1m～0.5m	□ 3m～5m □ 1m～3m □ 0.5m～1m □ 0.1m～0.5m	□ 特別警戒区域 (レッドゾーン) □ 警戒区域 (イエローゾーン) □ 土砂災害の 危険はない
浸水継続時間 (水深0.5m以上の 状態が続く時間)	□ 浸水しない □ 2週間以上 □ 1週間～2週間未満 □ 3日～1週間未満 □ 1日～3日未満 □ 12時間～1日未満 □ 12時間未満	□ 2週間以上 □ 1日～3日未満 □ 12時間～1日未満 □ 12時間未満	□ 浸水しない □ 1日～3日未満 □ 12時間～1日未満 □ 12時間未満	
家屋倒壊等 氾濫想定区域	□ 該当 □ 非該当	□ 該当 □ 非該当	□ 該当 □ 非該当	

赤字にチェックが入っているときは、自宅から安全な場所に「立退き避難」します。

青字にチェックが入っているときは、自宅を安全を確保することもできます。

■ 荒川氾濫時の避難の基本方針（令和7年4月改定）

原則、立退き避難が推奨されますが、赤字にチェックが入っている浸水継続時間が3日未満の地域では、想定される浸水の深さよりも高い場所に浸水しない居室があり、かつ、十分な備蓄等の準備をしている場合に限り、「屋内安全確保」（備蓄避難）をすることもできます。

ただし、周囲が浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合には、「立退き避難」をしてください。

■ 日時

10月27日（月）19時～21時

■ 場所

北とぴあ16階 1601会議室

■ 対象

区内在住・在勤・在学者
(小学生以上)

QR読込で簡単申込



荒川で大規模水害が起こる前に
「いつ」「どこに」
「どうやって」
逃げればよいか分かる、
自分の避難計画（タイムライン）
を作る講座です

(2) 防災まちづくりの取り組み

④小中学生のマイ・タイムラインの作成推進



配布した防災グッズ

■志茂地区におけるコミュニティ・タイムライン作成事業の一環として、地区内の小中学生を対象に、夏休み宿題としてマイ・タイムラインの作成に取り組んでもらいました。

■マイ・タイムラインの作成に取り組んだ生徒に対し、しぶさわくんが描かれた防災グッズをノベルティとして配布しました。

※担当 危機管理室 防災・危機管理課 TEL:03-3908-8184

(2) 防災まちづくりの取り組み

⑤ 感震ブレーカーの無償配布



地震による電気火災の防止に効果的な

感震ブレーカーを
無償で配布いたします！

北区では、過去の災害の事例を踏まえて、通電火災を防止する感震ブレーカーの配布対象を拡大します。配布対象になるか、どんなブレーカーがよいか、ご自宅の状況によって異なりますので、事前にお電話でのお問い合わせを推奨しております。お気軽にお問い合わせください！

※在庫がなくなり次第終了します。

「感震ブレーカー」は、地震の強い揺れを感知して、電気を自動的に遮断する機器です。大きな地震が発生したとき、外出中や緊急に避難する必要があるときなど、ブレーカーを落としたり、電気製品のコンセントを抜くことができなくても、電気火災を防止する有効な手段です。

配布対象者

- (1) 不燃化特区内に居住している木造住宅居住者
- (2) 避難行動要支援者名簿に記載されている木造住宅居住者
- (3) 65歳以上のみで構成される世帯の木造住宅居住者

詳細はHPへ



(3) しもっこフェスティバル出展

①開催概要

地域子ども達に防災について考えるきっかけとしてもらうために今年度も楽しく学べる防災工作会を開催する予定です。

しもっこフェスティバルに今年も出展します。

日時

10月25日（土） 13時～16時

志茂子ども交流館主催「しもっこフェスティバル」に1ブースとして出展

場所

志茂子ども交流館

イラストを描いたりシールを貼ったりしてデコレーションしよう！



外出時に被災した際に役立つ防災グッズを詰めた、**防災ボトル**をつくっていただきます。

ホイッスルやライト、携帯トイレ等を詰めていただく予定です。

ボトルの外にイラストを描いたりシールを貼ったりすることで、自分だけの**オリジナル防災ボトル**をつくることができます。



▲防災グッズイメージ



▲完成イメージ

(3) しもっこフェスティバル出展

②当日の流れ

1. 受付

- (1)参加者に空の防災ボトルを配布する。
- (2)内容について簡単に説明する。
- (3)次のブースへ案内する。

当日スタッフ募集中！
保険加入あり（区負担）
10月10日ㄱ



2. 中身配布・説明

- (1)参加者に中身一式を順番に入れてもらう。
- (2)中身について簡単に説明する。
- (3)次のブースへ案内する。

3. 飾りつけ

- (1)中身の入った防災ボトルに、イラストを描いたりシールを貼ったりして飾りつけをする。

(3) しもっこフェスティバル出展

～志茂まちづくり協議会って何？

資料3

「志茂まちづくり協議会」
とは？



「まちづくりニュース」
って？



いつやっているの？
だれが参加できるの？



▲協議会の様子

志茂地区のまちの防災性
能と居住環境の向上を図り、
安全で住みよいまちづくり
を推進することを目的とし
て、平成18年に、設立しま
した。

- まちづくりに必要な調査、
研究、勉強会などを開催
しています。
- 地域のまちづくり意識を
高めるための広報活動
を行っています。
- まちづくりに関する様々
な活動に取り組んでいま
す。

協議会の開催案内や、北
区が行っているまちづくりに
関する事業の紹介・ご案内、
防災イベントの周知など
を、「志茂まちづくり協
議会ニュース」として発行
しています。

まちづくりニュースは志
茂一丁目～五丁目を対象に
全戸配布しており、バック
ナンバーはホームページか
らご覧いただけます。

年に2回程度、協議会を
開催し、志茂地区のまちづ
くりに関する様々な意見交
換や情報提供を行っており
ます。

志茂地区にお住まいの方
であれば、どなたでも参加
することができます。まち
づくりに興味や関心がある
方など、ぜひご参加いただ
ければと思います。

これまでの取り組み



しもっこフェスティバル出展



協議会で整備案を検討した
公園の開園式

平成25年～平成29年4月 志茂四わかば児童遊園 ワークショップ
令和6年度 志茂地区防災街区整備地区計画変更説明会 など

★事務局お問い合わせ先

北区防災まちづくり担当部防災まちづくり担当課
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
北区役所第一庁舎7階1番 電話番号：03-3908-9162

ホームページ
はこちら→



防災ボトルって何？

防災ボトルとは、外出時に
被災した際に役立つ**防災グッ
ズ**を、携帯用ウォーターボ
トルに収納したものです。ホ
イッスルやライト、携帯トイ
レなど、個人の状況に合わせ
て必要なアイテムを選ぶこと
が大切です。



▲防災グッズ
イメージ



▲完成
イメージ

ボトルの中に入れるもの

いれたものをチェックしていこう！

イベントで入れるもの

- ☐ あっしゅくタオル
- ☐ ライト
- ☐ ホイッスル
- ☐ アルミブランケット
- ☐ けいたいトイレ
- ☐ ぼうさいのしおり
- ☐ れんらくさきカード

おうちで入れるもの

- ☐ おくすり
- ☐ おかね
- ☐ じょきんシート
- ☐ みによかん
- ☐ ばんそうこう
- ☐ ライトようのかんでんち
- ☐ ()
- ☐ ()
- ☐ ()

さいがいは、ひびのそなえがだいじです。おうちのひととそうだ
んして、じぶんだけのぼうさいボトルをもっておでかけしよう！

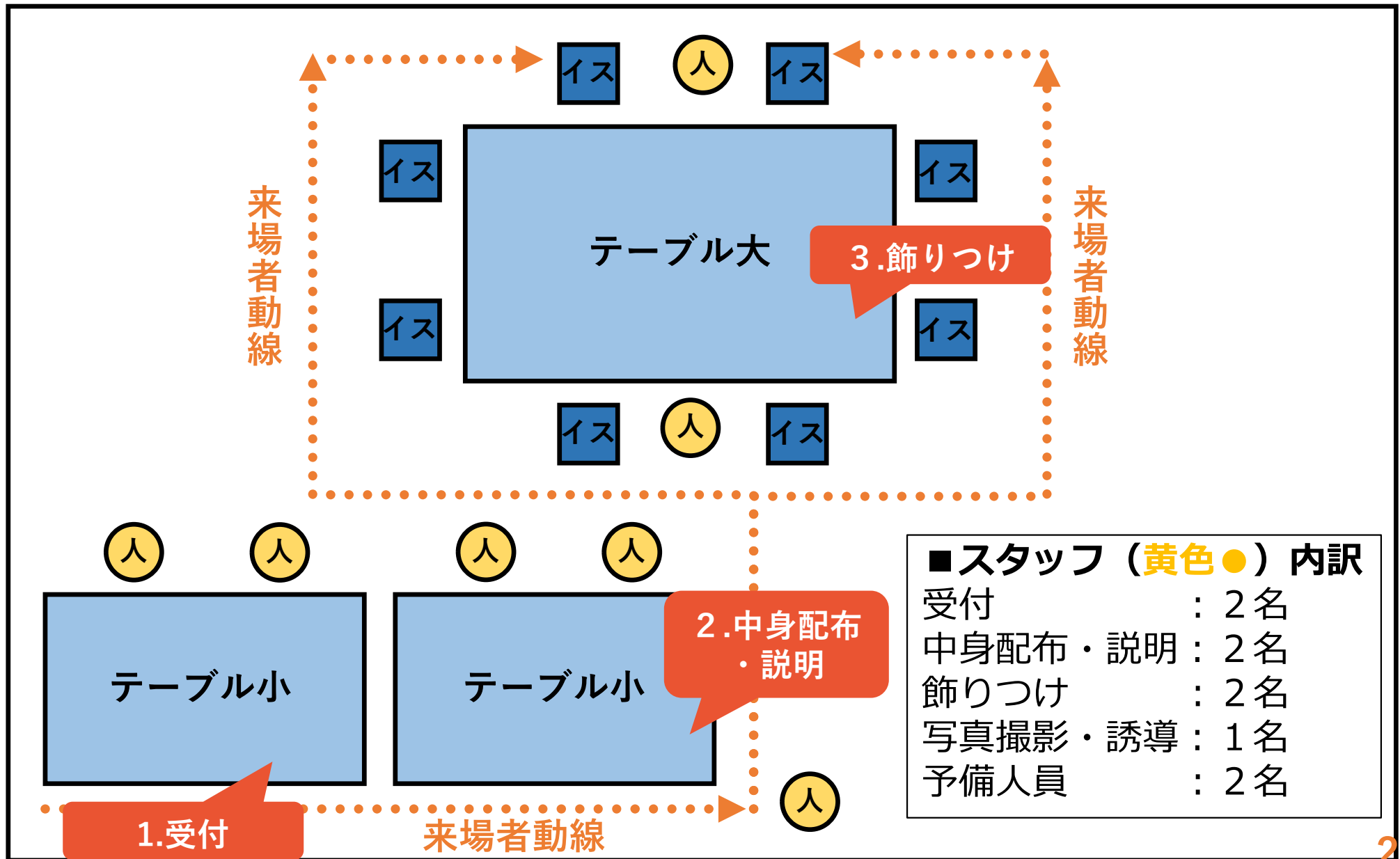
ボトルに飾りつけしてみよう！

防災ボトルには、イラストを描
いたりシールを貼ったりするこ
とができます。たくさん飾りつけ
をして、自分だけのオリジナル防
災ボトルをつくろう！



(3) しもっこフェスティバル出展

③会場レイアウト・必要スタッフ数（仮）



(4) その他

①今後のスケジュール

令和7年9月中旬	志茂まちづくりニュース第66号発行
10月6日（月）	第47回志茂まちづくり協議会
10月10日（金）	しもっこフェスティバルボランティア募集締切
<u>10月25日（土）</u>	<u>しもっこフェスティバル（防災イベント）</u>
令和8年2月頃	志茂まちづくり協議会 役員会（書面開催予定）
令和8年3月頃	志茂まちづくりニュース第67号発行

(4) その他

②【情報提供】第3回いわぶちまち防災オープンDAY

防災イベントとして、「第3回いわぶちまち防災オープンDAY」を以下のとおり実施します。子どもから大人まで、皆さまのご参加をお待ちしております！

■日時

12月13日（土）11時～15時

■場所

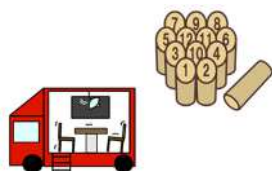
岩淵小学校校庭・体育館、八雲神社、かっぱ広場

～ 実施予定の内容 ～

※実施内容については、変更の可能性があります。

「八雲神社」

- ・モルック遊び
- ・キッチンカー
- ・起震車体験



「かっぱ広場」

- ・焚火スペース
- ・非常食配布



「岩淵小学校校庭」

- ・煙体験ハウス
- ・防災着体験、放水体験
- ・パトカー、白バイ展示
- ・171ダイヤル体験



「岩淵小学校体育館」

- ・持ち出し品クイズ
- ・紙ぶるる展示
- ・ブロック塀体験
- ・防災パネル展示
- ・簡易トイレ展示
- ・避難所ブース展示
- ・VR体験
- ・防災ボトル製作
- ・AED、心肺蘇生、毛布担架



(4) その他

②昨年度の開催風景

